

大野城市 市民公益活動促進プラットフォーム 制度のあらまし

(総合編)



(2019年2月)

大野城市
地域創造部 コミュニティ文化課

大野城市市民公益活動促進プラットフォーム制度のあらまし (総合編)

< 目 次 >

制度導入の背景	1
市民公益活動と市民公益活動団体	1
大野城市市民公益活動促進プラットフォームとは	2
P Fの導入のねらい	3
P Fの設置と管理・運営	4
P Fに参加するには(団体登録の流れ)	5
「市民」の皆さんがP Fに参加する流れ	5
「活動団体」の皆さんがP Fに参加する流れ	6
仕組み①：総合ポータルサイト	7
総合ポータルサイトの主な機能	8
総合ポータルサイトで出来ること	8
インターネットが使えない方などへの対応	9
総合ポータルサイトの利用登録(団体登録)について	9
総合ポータルサイト利用登録申請の流れ	10
団体の登録情報に変更があった場合等の手続き	11
総合ポータルサイトに掲載できる情報・掲載できない情報	13
登録団体が実施する活動情報の登録	12
総合ポータルサイトの運営休止等	14
仕組み②：ポイント制度“まどかぷらっと”	15
まどかぷらっとの登録資格	15
まどかぷらっと参加者登録の方法	16
まどかぷらっとパスポート	17
まどかぷらっとポイントの登録者情報の変更等	17
まどかぷらっとポイントの対象となる活動	18
ポイント付与の対象者	19
ポイントの付与方法	20
ポイントの交換	21
仕組み③：市民公益活動促進プラットフォーム連絡会議	23
P F関係様式と記入例	24
資料	36

< 制度導入の背景 >

- ・大野城市では、市民・団体・行政がそれぞれの強みを活かしたパートナーシップのまちづくりのもと、多くの市民が様々な市民公益活動を実践し、住みやすく活気のあるまちづくりに取り組んでいます。
- ・しかし、実際の市民公益活動の現場では、参加者の固定化や高齢化、新たな担い手の確保など様々な課題を抱えています。
- ・一方、市民アンケートの結果からは、市民公益活動に興味や意欲はあるが、情報が得られない、参加する方法が分からないなどの理由で参加に至らない市民が多く存在するという実態も明らかになりました。
- ・市では、これら市民公益活動が抱える課題の解決に向けて、市民公益活動の見える化、参加促進、活動拡充などを図る目的で、市民共通で利用できる基盤となる仕組み＝「市民公益活動促進プラットフォーム（以下「PF」と表記します。）」を構築し、平成31年度から運用を開始します。

< 市民公益活動と市民公益活動団体 >

○市民公益活動

- ・市民公益活動とは、「市民自らが自主的かつ自発的に行う非営利の活動で、公益の増進に寄与する活動」です。分かりやすく言い換えれば「市民が、お互いに支え合い、協力し合いながら、住みよい大野城市をつくるための活動」とも言えます。
- ・営利目的の活動、政治活動、宗教活動、特定の対象者の利益となる活動、自己研鑽を目的とした活動などは市民公益活動にあたりません。



○市民公益活動団体

- ・市民公益活動団体とは、「自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体で、市内に活動拠点があり、市民公益活動を継続的に行っている非営利団体」です。



<大野城市市民公益活動促進プラットフォームとは>

○PFとは

- ・PFは、市民公益活動の見える化、活動への参加促進や活性化を実現することを目的として、市民公益活動を行う団体や参加する市民が“共通”で利用する「基盤となる仕組み=プラットフォーム」です。



○PFの三つの仕組み

- ・PFには、柱となる「三つの仕組み」を設けます。

【仕組み①】⇒「総合ポータルサイト」

市民公益活動に関する情報をまとめて提供する“情報の入り口”となるもので、情報を知る・知らせることで、市民と活動団体をつなぐ仕組みです。

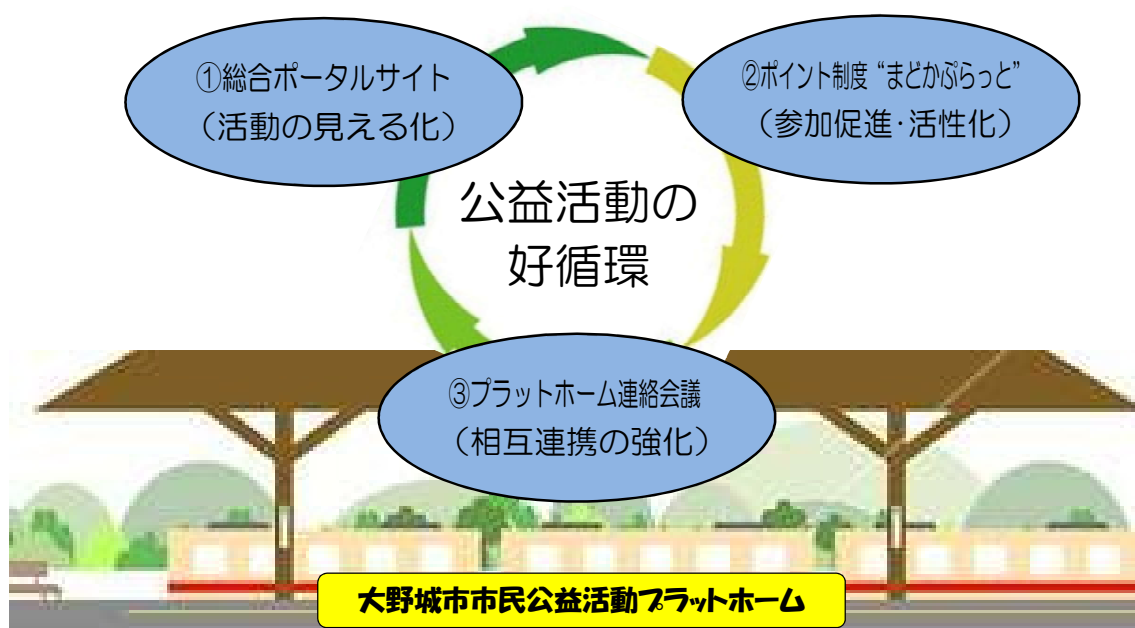
【仕組み②】⇒ポイント制度「まどかぷらっと」

市民公益活動に参加するとポイントがもらえる制度で、活動参加のきっかけづくりとやりがいを応援する仕組みです。

【仕組み③】⇒「プラットフォーム連絡会議」

市民公益活動団体同士の連携・交流の場となるもので、活動団体同士が、つながり共に成長する仕組みです。

- ・PFでは、これら三つの仕組みを連携して運用することで、「公益活動の好循環」を生み出すことを目指します。



< P F の導入のねらい >

① 公益活動の見える化を図る

- ・「総合ポータルサイト」の開設で、市民公益活動や市民公益活動団体の紹介、活動内容を知りたい市民への情報提供、市民と市民公益活動団体双方のニーズのマッチング、市民公益活動団体相互の情報交換などが可能となり、「市民公益活動全体の見える化」を図ることができます。

② 公益活動への参加促進と活性化を図る

- ・ポイント付与制度「まどかぷらっと」の導入で、市民公益活動への参加のきっかけをつくり、活動を支える新たな人材の確保など市民公益活動への参加促進につなげることができます。
- ・すでに市民公益活動を実践している人には、これまでの活動に付加価値を付けることや、やりがいの創出につながり、市民公益活動のさらなる活性化が期待できます。

③ 活動団体間の相互連携の強化を図る

- ・市、P F 運営管理者、市民公益活動団体の三者で構成する「市民公益活動促進プラットフォーム連絡会議」の設置で、市民公益活動に係る情報共有や、活動団体同士がつながり共に成長していくための相互連携の強化、さらにはP F 全体の運営状況を検証し、改善につなげる仕組みとして活用することができます。

④ 青少年期からの意識醸成を図る

- ・ポイント制度「まどかぷらっと」の登録対象を小学生以上とすることで、親子参加による参加者の裾野の拡大、地域における世代間交流の活性化、学校と地域の連携強化、さらには青少年期からごく自然に公益活動に関わる意識づくりを進めることができ将来の担い手育成にもつなげることができます。

⑤ ソーシャル・キャピタルの充実を図る

- ・市民公益活動とソーシャル・キャピタル[※]は、互いに高め合う関係にあります。
- ・P F の効果的な運用で、防犯や福祉、見守りなどの市民公益活動がさらに活発になれば、地域での交流やご近所つきあいなどが深まり、大野城市のソーシャル・キャピタルが質・量の両面からより豊かになっていくことが期待できます。

※ソーシャル・キャピタル：信頼、つきあいや交流、社会参加などを要素とした社会関係資本のこと。

< P F の設置と管理・運営 >

○ P F の設置

- ・ P F は、大野城市が設置します。市は、設置者として基本的な責任を担うとともに主導的な立場から運営に関わります。

○ P F の管理運営

- ・ P F の管理運営では、市民の受入を行う活動団体との協議、調整や活動する市民の登録、管理などでスピード感や柔軟な対応が求められます。
- ・ また、市民や活動団体などと緊密な関係性を保ちながら事業を運営する必要があることから、“ニア・イズ・ベター”の考え方にに基づき、より地域、住民に近いところで事業を所管することが、制度の効果的な運用に有効です。
- ・ 大野城市では、市内4つのコミュニティセンター内に、共働のまちづくりの中間支援組織として「パートナーシップ活動支援センター」を設置し、指定管理者として NPO 法人共働のまち大野城が運営を行っています。
- ・ P F の管理運営（取扱い窓口）は、大野城市の特徴であるこれらの仕組みを活かし、コミュニティセンター（P S 活動支援センター）の指定管理者である NPO 法人共働のまち大野城が行います。

○ プラットホーム運営管理者

- ・ P F の円滑な管理運営を行うため指定管理者は、プラットホーム運営管理者（以下「P F 運営管理者」と表記。）を置きます。P F 運営管理者は、指定管理業務の管理監督の地位にある者をもって充てます。



< P F に参加するには >

- ・ P F に参加する方法は、公益活動に参加する市民の皆さんと、公益活動を主催・実施している活動団体の皆さんで、それぞれ参加方法が違います。
- ・ここでは、市民（個人）としての参加の流れと活動団体としての参加の流れに分けて、参加（利用）登録から公益活動参加（実施）までの大まかな流れを説明します。

「市民」の皆さんが P F に参加する流れ

【参加者登録ができる人】

- ・公益活動に参加したいと思っている人や、既に公益活動に参加している人で、小学生以上の人なら誰でも参加できます。
- ※18歳未満の方の登録には、保護者の承認が必要です。

【参加の流れ】

事前の準備 (参加者登録)	<p>①「まどかぷらっと」に参加者登録を行います。 ※詳細は、P16の「まどかぷらっと参加者登録の方法」をご覧ください。</p> <p>②登録者証「まどかぷらっとパスポート」(略称：まどぷらパス)を受け取ります。 ※詳細は、P17の「まどかぷらっとパスポート」をご覧ください。</p> <p>③総合ポータルサイトのお知らせや検索機能を使って、市民公益活動の情報や、参加してみたい活動の情報を入手します。 ※詳細は、P7の「仕組み①：総合ポータルサイト」をご覧ください。</p>
活動の当日	<p>④参加する市民公益活動の実施日に、「まどぷらパス」を持って、活動に参加します。</p> <p>⑤活動の現場に備え付けられている P F 専用のタブレット端末に「まどぷらパス」の QR コードをかざすとポイントが付与されます。 ※詳細は、P20の「ポイントの付与方法」をご覧ください。</p>
<h3><市民公益活動に参加></h3>	
活動参加後	<p>⑥総合ポータルサイトのマイページから、ご自身の活動履歴やポイント獲得数を確認することができます。</p> <p>⑦マイページからは、貯まったポイントを交換メニューと交換する申請手続きもできます。 ※詳細は、P21の「ポイントの交換」をご覧ください。</p>

「活動団体」の皆さんがPFに参加する流れ

【利用登録できる団体】（総合ポータルサイトに情報を登録できる団体）

- ・自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体で、市内に活動拠点があり、市民公益活動を継続的に行っている非営利団体で、所定の要件を満たす団体。
※所定の要件については、P9「利用登録できる団体の要件」をご確認ください。
- ・市内で市民の参加を得て、公益の増進に寄与する非営利の活動を行う市内の企業や行政機関。

【参加の流れ】

事前の準備	利用登録の申請	<p>①総合ポータルサイトの利用登録できる団体の要件に該当することを確認し、利用団体登録を申請してください。 ※詳細は、P10の「総合ポータルサイト利用登録申請の流れ」をご覧ください。</p> <p>②PF運営管理者が申請内容を審査し、利用登録の可否を決定します。</p> <p>③利用登録が決定した団体（登録団体）は、総合ポータルサイトで公表します。</p> <p>④登録団体には、マイページを利用できる団体ID・初期パスワードが付与され、PF専用のタブレット端末が貸与されます。</p>
	活動登録	<p>⑤総合ポータルサイトのマイページから、ポイント対象活動や協カスタッフ募集情報などを登録します。登録された情報は、総合ポータルサイトを通じて市民に周知されます。 ※詳細は、P13の「登録団体が実施する活動情報の登録」、P18の「まどかぷらっとポイントの対象となる活動」をご覧ください。</p>
活動の当日	<p>⑥PF専用タブレット端末を準備してください。</p> <p>⑦専用タブレット端末を使って活動に参加したポイント付与対象者にポイントを付与します。 ※詳細は、P19の「ポイント付与の対象者」をご覧ください。</p>	
＜主催する市民公益活動を実施＞		
活動実施後	<p>⑧市民公益活動の様子を総合ポータルサイトに掲載し、市民に団体の活動内容をPRしてください。</p> <p>⑨ポイント寄附で活動団体への支援を受けることも可能です。 ※詳細は、P21の「ポイントの交換」をご覧ください。</p>	

<仕組み①：総合ポータルサイト>

○総合ポータルサイト

- ・総合ポータルサイトは、インターネットを利用した「知らせる・知る・つなぐ仕組み」として開設するものです。
- ・市内で行われる様々な市民公益活動の情報を“見える化”し、皆さんに提供します。

<トップページのイメージ>

The screenshot shows the homepage of the Ohtama City Citizen Public Activity Portal. At the top, there is a navigation bar with the city logo and several utility icons. The main banner features colorful balloons and the slogan '育てよう まちを支える新しい力! 広げよう“まどぷらのWa”'. Below the banner is a section for 'Citizens who want to participate in public activities' with icons for registration, login, and search. The middle section contains a 'New Information' list and a 'Calendar' showing dates for activities. Below that is a 'Map' of the city with activity locations marked. The bottom section is for 'Groups conducting public activities' with icons for registration, login, and application. The footer repeats the city logo and utility icons.

・市民の皆さんが、まどぷら参加登録をするとマイページが利用できます。マイページからは登録情報の更新・保有ポイント確認・ポイント交換申請などができます。
 ・公益活動団体の皆さんが総合ポータルサイトの利用団体登録をするとマイページが利用できます。マイページからは登録情報の更新・公益活動の登録などができます。

ポイント制度まどかぷらっとの参加登録ができます。

公益活動や公益団体の検索ができます。

公益活動情報、協力スタッフ募集情報、イベント情報などが新着順に表示されます。詳細情報の確認もできます。

カレンダーに公益活動の実施日が表示されます。日にちをクリックすることで詳細情報が確認できます。

公益活動の実施場所が地図上に表示されます。表示されたピンをクリックすることで詳細情報が確認できます。

公益活動団体が総合ポータルサイトの利用登録を行う際の手続きの確認や必要書類の電子申請ができます。

総合ポータルサイトの主な機能

- 情報の入口として、市民が知りたい公益活動に関する情報を総合的に提供する機能
 - 市民公益活動団体の情報や市民公益活動の情報を検索できる機能
 - 市民公益活動に参加したい市民と活動団体とのニーズをマッチングする機能
 - 市民公益活動団体相互の情報交換の場としての機能
- 総合ポータルサイト利用団体登録やまどかぷらっと参加登録などの手続き機能
 - ポイント制度「まどかぷらっと」との連携機能 など

総合ポータルサイトで出来ること

市民の皆さんが総合ポータルサイトを使って出来ること

- 市内で行われている市民公益活動や、団体の情報をまとめて見ることができ、いつでも簡単に必要な情報を得ることができます。
- 関心や興味がある市民公益活動があった場合は、問い合わせ先や参加に必要な手続きなどを確認できます。
- 市民公益活動に関する情報がいつでも入手できることから、自分の余暇時間にあわせて活動に参加するなど、手軽に活動に参加できます。
- ポイント制度「まどかぷらっと」の参加登録手続きができます。
- まどかぷらっとの参加登録が完了するとマイページが利用できます。マイページからは、登録情報の更新、自分の活動経歴や保有ポイントの確認、ポイント交換の申請などができます。
- 希望される方は、市民公益活動に関する情報をメールで受け取ることができます。

市民公益活動団体の皆さんが総合ポータルサイトを使って出来ること

- 団体の情報を広く発信することで、団体のことや活動に対する理解を深めてもらうことができます。
- 情報発信のチャンネルが増えます。
- 活動に共感する人や運営に協力してくれる人の広がりが期待できます。
- 参加者の増加などで主催イベントの活性化や充実が期待できます。
- 情報を公開することで団体の社会的な信頼性向上が期待できます。
- 他の登録団体と分野を越えた情報交換や交流が可能となり、団体間の連携による活動の広がりが期待できます。
- 団体単独でサイトを開設する場合と比較して手間や費用などの軽減が図れます。
- ICT（情報通信技術）を活用して活動の管理や活動実績の集計などが効率的に行えます。
- ポイントの寄付により、団体活動に対する支援が期待できます。

インターネットが使えない方などへの対応

- ・誰もが利用しやすく、効率的な運用を図るため、総合ポータルサイトも含めPFの主要な仕組みはICTを活用したものとなっています。市民公益活動を行う団体や市民の中には、インターネットが使えない、パソコンが苦手などの理由でICTを十分に活用できない状況にあることも想定されます。その様な状況にある団体や市民の方にも、PFの制度を利活用できるようサポート体制を整えます。

＜サポート体制の具体例＞

- PF制度に関する冊子をコミュニティセンター、市役所、公民館等の公共施設で配布
 - コミュニティセンター窓口でのPF制度に関する説明、登録支援
 - コミュニティセンター窓口での活動団体や活動情報の閲覧、相談窓口の設置
 - 市役所コールセンターでの問い合わせ対応 など

総合ポータルサイトの利用登録（団体登録）について

○利用登録できる団体の要件

- ・総合ポータルサイトを利用するには、市民公益活動団体としての登録（団体登録）が必要です。利用登録できる団体は、次の条件を満たす団体となります。
 - ① 市民公益活動団体であること。
 - ② 構成員が3人以上で、その過半数が大野城市民であること。
 - ③ 団体の運営に関する定款、規約、会則等を有すること。
 - ④ 団体の責任者及び連絡責任者が特定できること。
 - ⑤ 市民に開かれた団体で、1年以上の活動実績があること。
 - ⑥ 公序良俗・法令に違反する活動、宗教活動、政治活動、選挙活動、暴力団の統制下にある活動などを行っていないこと。

○登録制とする理由

- ・PFの仕組みを円滑かつ効果的に機能させるには、市民公益活動団体の情報を「登録」というかたちで一元的に管理し、必要に応じて適切な情報提供を行うことが必要です。
- ・PFに登録する市民公益活動団体には一定の信頼性が求められることから、登録に際して登録要件や団体の設立目的等を審査することで、活動に参加する市民が安心して活動できる環境を整えることができます。

○企業や行政機関の利用登録

- ・公序良俗・法令に違反する活動、宗教活動、政治活動、選挙活動、暴力団の統制下にある活動などを行っていない市内の企業や行政機関が、市内で市民の参加を得て公益の増進に寄与する非営利の活動を行う場合は、総合ポータルサイトに利用登録することができます。

総合ポータルサイト利用登録申請の流れ

ステップ1：PF管理運営要綱の確認

- ・利用登録申請に際しては、プラットフォームの運用に関するルールを定めた「大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱」の確認を行ってください。
- ・「大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱」は、総合ポータルサイトで確認することができます。

ステップ2：必要書類の確認と準備

- ・利用登録申請に必要な書類を確認し、申請に必要な準備をしてください。

必要書類		内 容
①	総合ポータルサイト利用登録申請書	所定の様式（様式第1号）で作成してください。 ※様式は総合ポータルサイトからダウンロードできます。
②	総合ポータルサイト利用登録団体概要書	所定の様式（様式第2号）で作成してください。 ※利用登録団体概要書は、総合ポータルサイトを利用して作成し、インターネット経由で提出（電子送信）することで添付を省略することができます。
③	申請団体の運営に関する事項を定めた定款、規約、会則等	任意の様式で提出してください。 規約や会則など団体の運営方法などを定めたもので、団体の設立趣旨、活動目的、活動内容、構成員等が確認できる内容であることが必要です。
④	申請団体の活動内容が分かる書類	任意の様式で提出してください。 具体的には書類としては、以下の書類を提出してください。 (1)団体の収支内容が確認できる書類（予算書及び決算書など） (2)団体の活動内容が確認できる書類（事業・活動報告書及び事業・活動計画書など） (3)団体の構成員が確認できる書類（役員名簿・会員名簿など）
⑤	その他PF運営管理者が必要と認める書類	任意の様式で提出してください。 登録審査を行う上で①～④の書類では情報が不足する場合など補足資料として提出をお願いします。

※区、コミュニティ運営協議会、NPO法人及び要綱第7条第2項に該当する企業等及び行政機関は、③及び④の書類の添付を省略することができます。

ステップ3：利用登録団体概要書の作成

- ・総合ポータルサイト内の入力フォームを使って「総合ポータルサイト利用登録団体概要書」を作成し、提出（電子送信）してください。
- ※「利用登録団体概要書」の電子送信ができない場合は、所定の様式（様式第2号）をダウンロードし、紙ベースで提出してください。

ステップ4：利用登録の申請

- ・必要書類が整ったら、最寄りのコミュニティセンター取扱窓口に申請書を提出してください。提出は、受付時に提出書類の内容確認を行いますので、窓口まで持参をお願いします。何らかの事情で持参できない場合は、郵送での提出もできます。

南コミュニティセンター	大野城市南ケ丘五丁目9番1号	☎092-596-0686
中央コミュニティセンター	大野城市中央一丁目5番1号	☎092-573-3127
東コミュニティセンター	大野城市大池二丁目2番1号	☎092-504-1428
北コミュニティセンター	大野城市御笠川一丁目17番1号	☎092-513-0099

※コミュニティセンターの開館時間は、午前9時から午後9時までです。毎月第3火曜日及び年末年始（12月28日から1月4日まで）は休館日です。

ステップ5：登録の審査・決定・公表

- ・提出された書類をもとに、登録要件に該当するかどうかの審査を行い、審査結果（登録の可否）を申請団体に通知します。（申請から結果通知まで、通常10営業日程度を予定）
- ・利用登録が決定した団体（以下「登録団体」と表記します。）は、総合ポータルサイトで公表します。

ステップ6：登録団体ID等の付与

- ・登録団体には、団体を識別するIDと初期パスワードが付与されます。このID・パスワードを使って、総合ポータルサイトの団体用マイページにログインし、活動情報の登録などが行えます。
- ・登録団体には、ポイント付与等で使用するタブレット型専用端末が貸与されます。専用端末の貸与にあたっては、端末貸与のルールを定めた「ポイント管理用端末貸与事務取扱要領」を確認のうえ、「ポイント管理用端末借受書」を提出してください。

団体の登録情報に変更があった場合等の手続き

○登録情報の変更

- ・登録している団体の情報に変更が生じた場合は、登録団体自身で総合ポータルサイトの団体マイページから、速やかに登録情報の更新を行ってください。
- ・ただし、変更する内容が、「団体名称」、「代表者」、「団体所在地」、「団体種別」、「設立目的」のいずれかに該当する場合は、総合ポータルサイトからの更新ができませんので、「市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録変更届」に必要事項を記入し、コミュニティセンター取扱窓口に提出してください。

○団体登録の抹消

- ・登録団体が総合ポータルサイトの団体登録を抹消したいときは、「市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録抹消届」を、コミュニティセンター取扱窓口に提出してください。

○団体登録の取消し

- ・登録団体が、次のいずれかに該当するときは、P F 運営管理者が登録を取り消すことがあります。
 - ① 要綱に規定する登録要件に該当しなくなったとき。
 - ② 登録団体と連絡が取れないとき、又は登録団体が総合ポータルサイトへの情報の掲載、更新を1年以上行っていないとき。
 - ③ 掲載が禁止された情報を総合ポータルサイトに掲載し、P F 運営管理者の修正、削除の指示に従わなかったとき。
 - ④ その他不正な行為を行ったとP F 運営管理者が認めたとき。

総合ポータルサイトに掲載できる情報・掲載できない情報

○掲載できる情報

- ・登録団体が、総合ポータルサイトに掲載できる情報は、次のとおりです。
 - ① 団体の名称、所在地、活動目的その他団体の運営に関する情報
 - ② 団体の活動に係るボランティアの募集に関する情報
 - ③ 団体が行うイベント及びセミナーの参加者募集に関する情報
 - ④ 団体が提供できる社会資源に関する情報
 - ⑤ その他、P F 運営管理者が適切と認めた市民公益活動に関する情報

○掲載できない情報

- ・次のいずれかに該当する情報は、総合ポータルサイトに掲載できません。
 - ① 公序良俗、法令等に反する情報
 - ② 他の登録団体又は第三者の人権、財産、プライバシー、知的財産権を侵害する情報
 - ③ 他の登録団体又は第三者を誹謗、中傷する情報
 - ④ 選挙活動、政治活動、宗教活動に関係する情報
 - ⑤ 総合ポータルの運営を妨害する情報
 - ⑥ 職員募集に関する情報
 - ⑦ 通信販売、古物営業に該当する情報
 - ⑧ 掲載に関して本人の承諾を得ていない個人情報
 - ⑨ 十分な透明性及び説明責任が確保されていない寄付、募金等の募集情報
 - ⑩ その他、P F 運営管理者が不適切と認めた情報

○不適当な情報掲載を発見した場合

- ・不適当な情報の掲載を発見した場合は、P F 運営管理者が速やかに修正、削除等の措置を採ることになります。

登録団体が実施する活動情報の登録

- ・登録団体は、総合ポータルサイトのマイページから、登録団体が実施する活動情報の登録＝「活動登録」を行ってください。
- ・「活動登録」は、①市民公益活動情報（まどかぷらっとポイント対象活動情報）、②協カスタッフ募集情報、③イベント情報の三つに分けて登録を行います。
- ・登録団体が行った「活動登録」の情報は、総合ポータルサイトの活動情報や、スタッフ募集情報などのコンテンツに掲載されるとともに、市民公益活動に参加した人にポイントを付与するタブレット端末にもデータとして反映されますので、正確な情報を確実に登録してください。

○登録する活動情報

- ・「活動登録」にあたっては、次の表のとおり、登録する情報の種類を三つに区分して、それぞれ登録を行います。
- ・登録団体は、次の表を参考に、登録する情報の種類に応じて、登録方法を選択し、適切な時期、内容で情報登録を行ってください。

情報の種類		①市民公益活動情報	②協カスタッフ募集情報	③イベント情報	
情報の内容		まどかぷらっとのポイント対象となる活動の情報	団体が実施する市民公益活動のスタッフや協力者を募集する情報	団体が行うイベント、講演会等のお知らせや参加者募集の情報	
情報の登録時期		活動実施日の3日前までに登録	内容決定後、すみやかに登録	内容決定後、すみやかに登録	
情報の登録方法		総合ポータルサイトマイページの「市民公益活動の新規登録（ポイント対象活動の登録）」から活動情報を登録	総合ポータルサイトマイページの「協カスタッフ募集情報の登録」から募集情報を登録	総合ポータルサイトマイページの「イベント情報の登録」からイベント等の情報を登録	
情報の反映先	団体用タブレット	○	×	×	
	総合ポータルサイト	活動検索	○	○	○
		活動情報	○	×	×
		お知らせ	×	×	○ [※]
		協カスタッフ募集	×	○	×
		カレンダー	○	×	○
活動マップ	○	×	○		

※イベント等のお知らせ情報には、事前に参加申込みが必要な情報も含まれます。

○対象活動の変更

- ・登録団体は、活動登録した内容に変更があったときは、すみやかに総合ポータルサイトから必要な修正を行ってください。

○運営の休止

- ・ P F 運営管理者は、次のいずれかに該当し、事前に市長の承認を得たときは、登録団体の同意を得ることなく、総合ポータルサイトを休止することができます。
- ① 総合ポータルサイトの保守、更新、停止の必要が生じたとき。
- ② 天災、火災、停電その他の非常事態、インターネットを通じた不正侵入等の緊急事態により総合ポータルサイトの運営が困難となったとき。
- ③ その他不測の事態により総合ポータルサイトの管理運営上支障があるとき。

○免責事項

- ・ 総合ポータルサイトの運用及び団体登録等に関連して発生した損害等について、市長及び P F の管理運営を行う指定管理者の免責事項を設けています。
- ① 総合ポータルサイトの停止、情報提供の遅延、中断、停止、変更に起因して登録団体又は第三者が被った損害
- ② 認証 I D 等の使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害
- ③ 総合ポータルサイトのサービスに起因するトラブル及び損害
- ④ 利用者が総合ポータルサイトの利用により得た情報の正確性、特定の目的への適合性等
- ⑤ 総合ポータルサイトに掲載された情報の消失、その他総合ポータルサイトの利用に関連して登録団体または利用者に生じた損害の賠償義務

○自己解決の義務

- ・ 登録団体は、総合ポータルサイトにより提供される情報に関し、登録団体と他の登録団体または第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任で解決しなければなりません。

○禁止行為

- ・ 総合ポータルサイトの利用者には、利用に際して次のとおり禁止行為を定めています。
- ① 公序良俗、法令等に反すること。
- ② 第三者の著作権、肖像権等の侵害、その他第三者に不利益を与えること。
- ③ 総合ポータルサイトの運営を妨害すること。 など

<仕組み②：ポイント制度“まどかぷらっと”>

○ポイント制度「まどかぷらっと」とは

- ・「まどかぷらっと」は、市民公益活動への参加促進と、活動の活性化を実現することを目的に、市民公益活動に参加した人にポイントを付与する仕組みです。
- ・市民公益活動の新たな担い手の発掘、既に活動に取り組んでいる人のやりがいの創出、幅広い世代への働きかけ等につなげることがねらいです。

○愛称について

- ・「まどかぷらっと（略称：まどぷら）」という愛称は、大野城市の特徴を表わす「まどか」という言葉と「プラットフォーム」を組み合わせた造語で「活動に気軽に“ぷらっと”参加してもらおう」という願いを込めています。この愛称が、市民の間で飛び交い、多くの市民が参加する親しみやすい身近な制度として成長していくことを目指します。

○まどかぷらっとロゴマーク

- ・デザイン意図：四つの輪は、本市の特徴である円（まどか）と四つのコミュニティを表わし、四つのコミュニティを基盤（プラットフォーム）として公益活動の好循環を生み出すという市民公益活動促進プラットフォームの趣旨をデザイン化したものです。



まどかぷらっとの登録資格

- ・「まどかぷらっと」に参加登録ができるのは、「公益活動に参加する意思のある小学生以上」の人です。
- ・学童期から公益活動に参加することで、社会貢献意識の醸成や、親子での参加による活動の広がりなどが期待できることから登録資格を「小学生以上」としました。
※18歳未満の方の登録には、保護者の承認が必要です。
- ・市内で行われている市民公益活動には、大野城市民でない方も参加されています。市内で行われる公益活動に参加する方であれば、市外住民の方も登録することができます。

小学生も参加
できるよ！



まどかぷらっと参加者登録の方法

・「まどかぷらっと」の参加者登録は、以下の三つの方法から登録者が自分に合った登録方法を選択して行うことができます。

※18歳未満の人の登録は、保護者の同意確認が必要なため、コミュニティセンター窓口のみでの登録としています。

・登録に際しては、「市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱」の内容確認が必要です。

おすすめ			
登録方法	①まどかぷらっと専用アプリをダウンロードして登録する方法	②総合ポータルサイトから登録する方法	③コミュニティセンターの窓口で登録する方法
登録の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ①App Store (iOS 端末) または Play ストア (Android 端末)から「まどぷらアプリ」をダウンロードしインストール ②画面にしたがって必要な参加者情報を登録 ③登録が完了すると登録者ID、初期パスワード、QRコード(電子まどぷらパス)が付与 ④登録完了 	<ul style="list-style-type: none"> ①インターネットブラウザから「大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト」を開く ②ポータルサイトの「まどかぷらっと新規登録」をクリック ③画面にしたがって必要な参加者情報を登録 ④登録が完了すると登録者ID、初期パスワード、QRコードが付与 ⑤登録完了 (…後日…) ⑥最寄りのコミュニティセンターの取扱窓口で「まどぷらパス」の受取り 	<ul style="list-style-type: none"> ①最寄りのコミュニティセンターの取扱窓口へ ②備え付けの「まどかぷらっと参加登録申請書」に必要事項を記入し窓口へ提出 ③窓口担当者が申請書の記載内容を確認し登録 ④登録が完了すると登録者ID、初期パスワード、QRコードが付与 ⑤「まどぷらパス」を申請者に交付 ⑥登録完了
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・iOS または Android に対応した端末(スマートフォン)が必要 ・アプリの登録・運用等に必要通信料は登録者の負担 ・参加者登録が完了した人(18歳未満の人も含む)が、登録後に「まどぷらアプリ」をインストールして使用することは可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・後日、コミュニティセンター取扱窓口でまどぷらパスの受取りが必要 ・まどぷらパスの受取り前に公益活動に参加する場合は、自宅のプリンタ等を使って仮のまどぷらパスが印刷可能 ・総合ポータルサイトからの登録には、登録者自身のメールアドレスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加登録申請書には、氏名、住所、生年月日、性別、連絡先電話番号、E-Mail アドレスの記載が必要 ・18歳未満の方の登録には、登録申請書の保護者承認欄に保護者の方の署名が必要

まどかぷらっとパスポート

- ・まどかぷらっとの参加者登録が完了すると、登録者証として「まどかぷらっとパスポート」（略称：まどぷらパス）が登録者に交付されます。



(表面)



(裏面)

- ・自身のスマートフォンに「まどぷらアプリ」をインストールして登録された方は、スマートフォンが「電子まどぷらパス」になります。スマートフォンがあればカード式のまどぷらパスを持ち歩く必要がありません。

まどかぷらっと登録者情報の変更等

○登録者情報の変更

- ・登録者情報に変更が生じた場合は、以下のいずれかの方法で、速やかに変更内容を届け出てください。
 - ① 大野城市まどかぷらっと参加登録変更届をコミュニティセンター取扱窓口に出す方法
 - ② 総合ポータルサイトの登録者マイページから変更を行う方法
 - ③ まどぷらアプリから変更を行う方法

○登録者の抹消（退会）

- ・登録者がまどかぷらっとの登録の抹消（退会）を希望する場合は、以下のいずれかの方法で届出を行ってください。
 - ① 大野城市まどかぷらっと参加登録抹消届をコミュニティセンター取扱窓口に出す方法
 - ② 総合ポータルサイトの登録者マイページから登録抹消を行う方法
 - ③ まどぷらアプリから登録抹消を行う方法

○登録者の取消し

- ・登録者が、次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがあります。
 - ① 登録者と連絡が取れないとき、または登録者が市民公益活動への参加を1年以上行っていないとき
 - ② まどかぷらっとの運用に関して、PF 運営管理者からの指示に従わなかったとき
 - ③ その他不正な行為があったと PF 運営管理者が認めたとき

まどかぷらっとポイントの対象となる活動

・ポイント付与の対象となる活動（以下「対象活動」と表記）は、次のいずれにも該当する活動になります。

- ① 総合ポータルサイト利用登録団体が行う市民公益活動で、総合ポータルサイトに登録された活動であること
- ② 市民公益活動に参加する意思のある人なら誰でも参加できる活動であること
- ③ 必要最低限の経費を除き、無償の活動であること

※必要最低限の経費とは、金銭支給の実態が、支援・協力に対する交通費などの実費程度の支給で、活動の対価に該当しないと判断される場合です。

- ④ 活動の実態が確認できる活動であること

＜ポイント付与対象活動の例＞

活動分野	対 象 活 動	対象とならない活動
福祉・介護分野	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居場所づくりや見守り活動 ・手話通訳や点字訳、朗読・音訳などの障がい者支援活動 ・介護予防や介護・認知症などの支援活動 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的、政治・宗教活動 ・特定の対象者の利益となる活動 ・個人の教養や技術の向上、自己研鑽を目的とした活動 ・個人で行う見守り、パトロール、清掃美化活動 ・特定の団体に限定したスポーツ大会等の活動
子ども分野	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）活動 ・子ども会活動 ・青少年の居場所づくり活動 など 	
安全・安心分野	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の見守り活動 ・地域の防災力を向上させる活動 ・青パト活動など地域防犯活動 など 	
環 境 分 野	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や道路・公園などの清掃・環境美化活動 ・トラスト、生物保護などの環境保護活動 など 	
コミュニティ分野	<ul style="list-style-type: none"> ・区やコミュニティなどが行うまちづくり活動 ・まどかれくスポ祭・運動会などのスポーツ活動 ・地域の貸出文庫や読み聞かせ活動 など 	
教育・生涯学習・文化分野	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後の子ども対策事業の活動 ・文化財の保護・普及活用の活動 ・児童生徒を対象とした教育支援活動 など 	
人権・男女共同参画分野	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護のための活動 ・男女共同参画推進のための活動 など 	
国際交流分野	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流・異文化交流・相互理解の促進の活動 など 	

※実際に対象活動となるかは、個別の活動内容で判断されるため、この表に記載しているすべての活動が対象となるものではありません。

ポイント付与の対象者

・ポイント付与の対象となる人は、まどかぷらっとに参加者登録し、対象活動に参加する次の人が対象になります。

① 対象活動を主催する登録団体に所属する人のうち、ポイント対象活動の実施・運営に直接関わる運営スタッフや世話役などの人

※登録団体に雇用され、報酬、給与等の対価の支払を受けている人は除きます。

② ①以外の人で、ポイント対象活動の実施・運営に直接関わる支援者や協力者などの人

※運動会や祭りなどのイベント参加者や来場者など、ポイント対象活動の実施・運営に直接関わらない一般の参加者は、ポイント付与の対象にはなりません。

＜活動別のポイント付与対象者の例＞

分野	市民公益活動の例	ポイント付与対象者			ポイント付与対象とならない人
		運営スタッフ	協力者・支援者	一般参加者	
福祉介護分野	高齢者の居場所づくり活動	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を主催する団体から報酬、給与等の対価の支払を受けている人 ・夏祭り、運動会、スポーツ・レクリエーション大会などのイベントの一般参加者 ・自己研鑽のための活動の参加者など
	手話や朗読などの講習会、点字や朗読図書の作成	○	○	×	
	地域の介護予防教室、認知症カフェ	○	○	×	
	子どもの居場所づくり（子ども食堂、学習支援）活動	○	○	×	
防災・防犯・環境分野	クリーンシティおおのじょう	○	○	○	
	御笠川・牛頸川・平野川フェスタ	○	○	○	
	花植えや森林保全などの環境保護活動	○	○	○	
	自主防災組織主催の防災訓練	○	○	○	
こども分野	地域防犯パトロール	○	○	○	
	自治組織が行うまちづくりのための活動	○	○	×	
教育分野	地域の貸出文庫や読み聞かせ事業	○	○	×	
	放課後の子ども対策事業	○	○	×	
	まどかれくスポ祭	○	○	×	
	文化財の普及活用事業	○	○	×	

※この表は例示であり、実際にポイント付与の対象となるかは、個別の活動の内容と参加の関わり方で判断されます。

ポイントの付与方法

○付与されるポイント

- ・まどかぷらっとで付与されるポイント（まどぷらポイント）は、活動参加の対価ではありません。あくまで活動参加のきっかけや励みにつなげ、活動の活性化を後押しするものです。
- ・この趣旨から、まどぷらポイントは、活動時間の長短に関係なく、個別の活動の区切りを1回として、「1ポイント」が付与されます。

○ポイントの付与方法

- ・まどぷらポイントは、市民公益活動の現場に備え付けられているタブレット型のP F専用端末を使って、まどぷらパスのQRコードを読み取ることで付与されます。

<タブレット型専用端末について>

- ポイント付与で使用するPF専用端末は、登録団体あたり1台を無償で貸与します。
- 登録団体は、貸与されたPF専用端末をPF以外の目的で使用することはできません。
- 登録団体は、貸与されたPF専用端末を自己の責任で適切に管理しなければなりません。
- 通常の使用の範囲でPF専用端末に故障、破損、紛失等があったときは、速やかにPF運営管理者に報告し、指示を受けてください。なお、登録団体の重大な過失により故障、破損、紛失等が発生したときは、登録団体が修理、弁済することになります。
- 専用端末の使用に必要な経費(主に使用にかかる電気代)は、専用SIMによるデータ通信料を除き登録団体の負担となります。

※専用端末の貸与に関する詳細は、貸与の際にお渡しする「端末貸与事務取扱要領」を確認してください。

○仮ポイント券

- ・市民公益活動に参加した登録者がまどぷらパスを忘れた場合や、まどかぷらっと未登録の参加者が参加した場合など、QRコード読取りでのポイント付与ができない場合は、主催団体が事前に準備した紙の仮ポイント券を参加者に交付することで対応してください。
- ・なお、複数個所で同時に行われる活動や多くの参加者が見込まれる活動などで、仮ポイント券の発行枚数が多くなる場合などは、事前にコミュニティセンター窓口発行依頼を行っていただければ準備できます。
- ・仮ポイント券は、所定の期日までに、最寄りのコミュニティセンター窓口にて、まどぷらカードと一緒に提出していただくことで、ポイントが付与されます。

※仮ポイント券の有効期限は、発行の対象となった活動の実施日から2ヶ月です。

①登録活動識別コード	
②事業実施日	年 月 日
③参加者氏名	
④発行理由	<input type="checkbox"/> 登録者忘れ <input type="checkbox"/> まどかぷらっと未登録の参加者 <input type="checkbox"/> その他()
⑤事業主催者署名	
⑥有効期限	②に記載の事業実施日から2ヶ月間

ポイントの交換

○ポイント交換メニュー

- ・市民公益活動に参加して付与されたポイントは、ポイント数に応じて品物等と交換することができます。

交換メニュー	メニューの内容
特産品・推奨品、オリジナルグッズ等の交換メニュー	特産品・推奨品、大野ジョーグッズ、心のふるさと館ミュージアムグッズ、市指定ごみ袋(家庭用)など
市内公共施設で使える・クーポン券等の交換メニュー	公共施設利用料クーポン券、心のふるさと館ここふるショップクーポン券、コミュニティバスまどか号回数券、大野城市商工会商品券など
善意の循環が生まれる寄附メニュー	市民公益活動団体への寄附、PF 運営事業への寄附
「体験」を提供するメニュー	心のふるさと館ガイドツアー、まどかぴあバックステージツアー、大野城トレイルを歩くガイドツアーなど

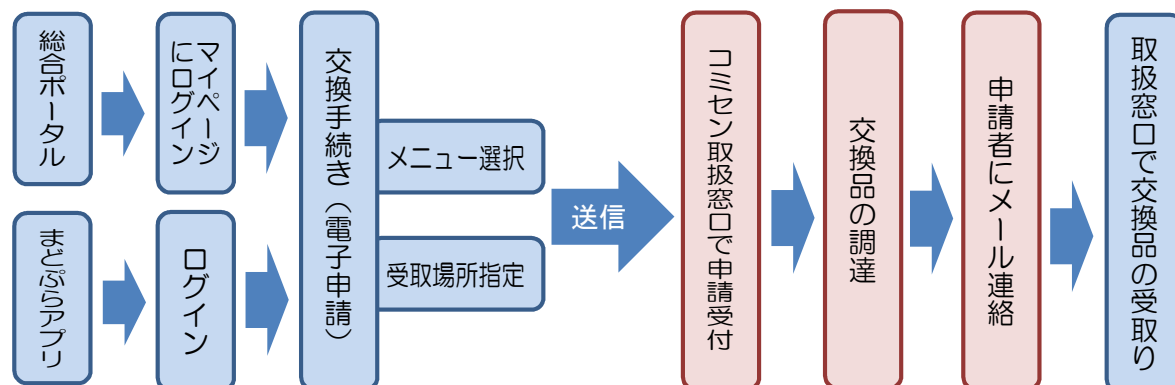
※メニューごとの必要ポイント数などを記載したメニュー一覧は、総合ポータルサイトで確認できます。なお、18歳未満の方のポイント交換には、保護者の承認が必要です。

○ポイント交換の方法

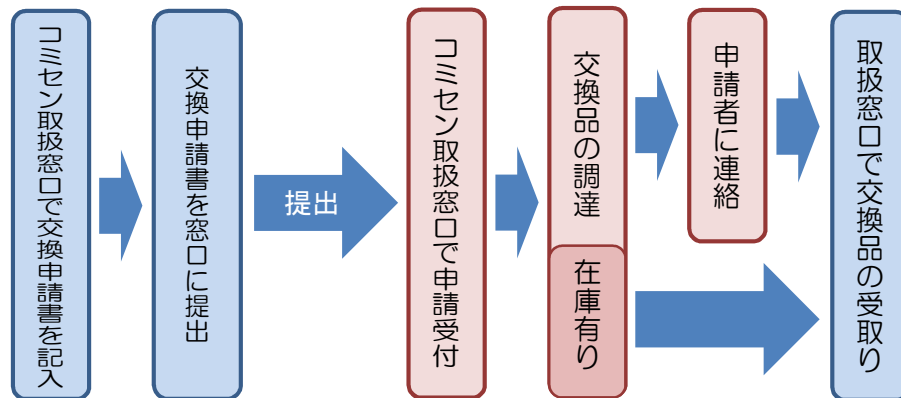
- ・ポイント交換は、総合ポータルサイトのマイページや、まどぶらアプリから、またはコミュニティセンター取扱窓口で交換申請ができます。

※18歳未満の方の交換申請は、コミュニティセンター取扱窓口のみとなります。

＜総合ポータルサイト・まどぶらアプリからの交換申請の流れ＞



<コミュニティセンター窓口での交換申請の流れ>



※交換申請した物品の受取りは、申請日から2ヶ月以内としています。

※交換品の受取りは、原則、窓口での受取りですが、別途、設定した郵送ポイントを負担すれば郵送での受取りも可能としています。食品や割れ物類など一部の物品は、郵送での受取りはできません。

○ポイントの有効期限

- ・付与されたポイントの有効期限は、最後にポイントが付与された日から1年です。有効期限までに利用されなかったポイントは失効します。

＜仕組み③：市民公益活動促進プラットフォーム連絡会議＞

○PF連絡会議

- ・「PF連絡会議」は、市民公益活動に関する情報共有や、活動団体間の相互連携の促進などを目的に設置します。
- ・活動団体同士が横のつながりを持ち、共に成長していく場として、またPF全体の運営状況を検証し、改善につなげる仕組みとしても活用します。

○連絡会議の構成

- ・大野城市型PFは、設置者である市、管理・運営を担う指定管理者、公益活動の実施主体として市民の受入を行う登録団体の三者で構成します。

○連絡会議の開催

- ・連絡会議は、必要に応じてPF運営管理者が招集し、会議を主催します。



P F 関係様式と記入例

●大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱関係様式

- 様式第 1 号 大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録申請書
- 様式第 2 号 大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録団体概要書
- 様式第 4 号 大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録変更届
- 様式第 5 号 大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録抹消届
- 様式第 6 号 大野城市まどかふらっと参加登録申請書
- 様式第 7 号 大野城市まどかふらっと参加登録変更届
- 様式第 8 号 大野城市まどかふらっと参加登録抹消届
- 様式第 9 号 大野城市まどかふらっと 仮ポイント券
- 様式第 10 号 大野城市まどかふらっとポイント交換申請書

●大野城市市民公益活動促進プラットフォームポイント管理用端末貸与事務取扱要領関係様式

- 様式第 1 号 大野城市市民公益活動促進プラットフォームポイント管理用端末借受書

●大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱関係様式

様式第1号（第8条関係）

▲ 総合ポータルサイトの利用登録（団体登録）を希望する団体は、この申請書と添付書類を揃えてコミュニティセンター窓口へ提出してください。

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録申請書

プラットフォーム運営管理者 様

申請書の提出日を記載	→	申請日	●●年 ●月 ●日
申請団体の名称・フリガナを記載	→	ふりがな	まちづくりおおのじょうしんのかい
		団体名	まちづくり大野城市民の会
申請団体の主たる事務所の住所を記載	→	主たる事務所の所在地	〒816-0000 大野城市曙町●丁目●番●号
申請団体の代表者の氏名・フリガナを記載	→	ふりがな	おおのじょう たろう
		代表者の役職及び氏名	大野城 太郎

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイトの利用登録について、下記のとおり確認を行いましたので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号。以下「要綱」という。）第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 確認事項（確認されましたら、該当する□にチェックを入れてください。）

要綱の内容を確認のうえ、その内容に同意します。← 要綱の内容を確認の上、チェック

当団体は、要綱第7条第1項に規定する登録の要件に該当しています。

当団体は、要綱第7条第2項に規定する登録の要件に該当しています。

要綱の登録要件を確認の上、該当するものにチェック

必要な書類を確認し、申請書に添付して提出してください。

2. 添付書類

(1) 大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録団体概要書（様式第2号）

総合ポータルサイトから仮登録済 様式第2号を添付 ← 該当するものにチェック

※ 該当する提出方法にチェックを入れてください。総合ポータルサイトの入力フォームから仮登録を行う場合は、添付は不要です。

(2) 申請団体の運営に関する事項を定めた定款、規約又は会則等

(3) 申請団体の活動内容が分かる書類

※ 区、コミュニティ運営協議会及び特定非営利活動法人並びに要綱第7条第2項に該当する企業及び行政機関にあつては、(2)・(3)の書類の添付を省略することができます。

(4) その他運営管理者が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

この様式は、総合ポータルサイト内の入力フォームを使って作成し、登録（電子申請）することで、紙様式での提出を省略することができます。

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録団体概要書

1	ふりがな 団 体 名	まちづくりおおのじょうしみのかい まちづくり大野城市民の会	
2	主たる事務所の所在地	〒816-0000 大野城市曙町●丁目●番●号	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 非公開
3	ふりがな 代 表 者 名	おおのじょう たろう 大野城 太郎	
4	ふりがな 連絡責任者名	あけぼの はなこ 曙 花子	
5	電 話 番 号	固定電話	092-123-4567 <input checked="" type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 非公開
		携帯電話	090-1234-5678 <input type="checkbox"/> 公開・ <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
6	F A X 番 号	092-123-4568	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 非公開
7	E-Mail アドレス	onojo@ne.jp	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 非公開
8	団 体 種 別 (選択番号を記入)	03 任意団体 ← 次頁の「団体種別選択肢」から該当する一つを選択	
9	活 動 分 野 (選択番号を記入)	01 地域活動・まちづくり ← 次頁の「活動分野選択肢」から選択。三つまで選択可能	
10	構 成 員 数	10名（内、大野城市民の数 10名） ← 構成員の内、大野城市民の人数を必ず記載	
11	設 立 年 (活動開始年)	1998年 ← 団体の設立年または活動開始年を記載	
12	設 立 目 的 (活動目的)	市民主体の地域活動を推進することで、コミュニティのまちづくりに寄与することを目的とする。	
13	主 な 活 動 内 容	市民参加型まちづくりイベントなど市民の交流を深める活動などを実施	
14	主 な 活 動 エ リ ア (選択番号を記入)	03 中央地区コミュニティエリア	02 南地区コミュニティエリア ← 次頁の「主な活動エリア選択肢」から選択。三つまで選択可能
15	ウ ェ ブ サ イ ト (URL)	https://	
16	F a c e b o o k (URL)	https:// ← 団体が開設している場合は URL を記載	
17	T w i t t e r (URL)	https:// ← ポイント寄附による寄附金の受入希望の有無をチェック	
18	ポ イ ン ト 寄 附 希 望 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ← 団体の熱い想いを記載	
19	一 言 P R メ ッ セ ー ジ	私たちと一緒に大野城市を盛り上げる活動に取組みましょう！	

※公開・非公開がある欄は、情報公開の可否を判断し、該当する□にチェックを入れてください。

※8.団体種別、9.活動分野、14.主な活動エリアは、裏面の一覧から選んで該当する番号を記入してください。9.活動分野及び14.主な活動エリアは、三つまで記入できます。

(様式第2号裏面)

○団体種別選択肢

※以下から1つ選択

選択番号	団体種別
01	区
02	コミュニティ運営協議会
03	任意団体
04	NPO法人
05	認定NPO法人
06	社会福祉法人
07	一般社団法人
08	公益社団法人
09	一般財団法人
10	公益財団法人
11	学校法人
12	医療法人
13	市民公益活動を行う企業等
14	行政機関
15	その他の団体

○活動分野選択肢

※以下から選択（三つまで選択可）

選択番号	活動分野
01	地域活動・まちづくり
02	高齢者・介護
03	障がい者
04	子ども
05	健康づくり・医療
06	防災・防犯・安全
07	環境保全・美化
08	教育・人権・生涯学習
09	国際交流
10	男女共同参画
11	文化・芸術
12	スポーツ
13	ICT
14	その他

○主な活動エリア選択肢

※以下から選択（三つまで選択可）

選択番号	主な活動エリア
01	全市域
02	南地区コミュニティエリア
03	中央地区コミュニティエリア
04	東地区コミュニティエリア
05	北地区コミュニティエリア

様式第4号（第11条関係）

◀ 団体の名称、代表者、所在地等を変更する場合は、この届出書を提出してください。
変更する内容が団体名、所在地、代表者、団体種別、設立目的以外の場合は、総合ポータルサイトのマイページから変更を行ってください。

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録変更届

プラットフォーム運営管理者 様

団体の認証 ID を記載	届 出 日	●●年 ●月 ●日
	認 証 I D	●●●●●●●●
	ふ り が な	まちづくりおおのじょうしみんのかい
	団 体 名	まちづくり大野城市民の会
	主たる事務所の所在地	〒816-0000 大野城市曙町●丁目●番●号
	ふ り が な	おおのじょう たろう
	代表者の役職及び氏名	会長 大野城 太郎

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録内容に変更が生じたので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号）第11条により、下記のとおり届け出ます。

変更する項目の変更前・
変更後・変更理由を記載

記

項 目	変更前	変更後	変更理由
団 体 名			
主たる事務所の所在地			
代表者の役職及び氏名	会長 大野城 太郎	会長 山田 次郎	任期満了による代表者変更
団 体 種 別			
設 立 目 的 (活動目的)			

様式第5号（第12条関係）

総合ポータルサイトの利用登録の抹消を希望する場合は、この届出書を提出してください。

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録抹消届

プラットフォーム運営管理者 様

申請日	●●年 ●月 ●日
認証ID	●●●●●●●●
ふりがな	まちづくりおおのじょうしみのかい
団体名	まちづくり大野城市民の会
主たる事務所の所在地	〒816-0000 大野城市曙町●丁目●番●号
ふりがな	おおのじょう たろう
代表者の役職及び氏名	会長 大野城 太郎

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイトの利用登録の抹消について、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号）第12条により、下記のとおり届け出ます。

記

登録を抹消する理由

●●年●月●日付けで団体を解散するため。

↑
団体登録を抹消する理由を記載

様式第6号（第21条関係）

◀ コミュニティセンターの窓口で、参加者登録を希望される方は、この申請書を提出してください。
参加者登録は、総合ポータルサイトから、または専用アプリをダウンロードして行うこともできます。

大野城市まどかぷらっと参加登録申請書

プラットフォーム運営管理者 様

大野城市まどかぷらっとに参加者登録をしたいので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号。以下「要綱」という。）第22条により、下記のとおり申請します。

記

申請日	●●年 ●月 ●日			← 申請書の提出日を記載		
申請者	ふりがな	じょう まどか				
	氏名	城 まどか				
	住所	〒816-0000 大野城市瓦田●丁目●番●号				
	生年月日	1995年 1月 1日	性別	男性 ・ 女性		
	連絡先電話番号	自宅	092-098-7654	携帯	090-0000-0000	
	E-Mail アドレス	madokacyan@ne.jp				

※申請者が満18歳未満の場合の連絡先電話番号は、保護者の連絡先を記入してください。

1. 確認事項（確認のうえ、□にチェックを入れてください。）

要綱の内容を確認のうえ、その内容に同意します。 ← 要綱の内容を確認の上、チェック

↓ 申請者が18歳未満の場合は、保護者の方の同意が必要です。
保護者の方が氏名を自署し、申請者との続柄を記入してください。

【保護者同意欄】※申請者が満18歳未満の場合にのみ記入してください。

上記申請者が大野城市まどかぷらっとに登録することに同意します。

保護者署名 _____ 続柄 _____

様式第7号（第24条関係）

◀ まどかぷらっとの参加登録情報に変更が生じた場合はこの届出書を提出してください。
変更は、総合ポータルサイトのマイページから、または専用アプリから行うこともできます。

大野城市まどかぷらっと参加登録変更届

プラットフォーム運営管理者 様

申請日	●●年 ●月 ●日	
申請者	登録者ID	●●●●●●●●
	ふりがな	じょう まどか
	氏名	城 まどか
	住所	〒816-0000 大野城市瓦田●丁目●番●号

大野城市まどかぷらっと参加者登録内容に変更が生じたので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号）第24条により、下記のとおり届け出ます。

記

変更する項目の変更前・
変更後・変更理由を記載

項目	変更前	変更後	変更理由
氏名	城 まどか	大野城 まどか	結婚のため
住所	〒816-0000 大野城市瓦田●丁目●番●号	〒816-0000 大野城市下大利●丁目●番●号	転居
連絡先電話番号	自宅	092-098-7654	転居先は固定電話なし
	携帯		
E-Mailアドレス			

様式第8号（第25条関係）

▼ **まどかぷらっとの参加登録の抹消を希望する場合は、この届出書を提出してください。**

大野城市まどかぷらっと参加登録抹消届

プラットフォーム運営管理者 様

申請日	●●年 ●月 ●日	
申請者	登録者ID	●●●●●●
	ふりがな	じょう まどか
	氏名	城 まどか
	住所	〒816-0000 大野城市瓦田●丁目●番●号

大野城市まどかぷらっと参加者登録の抹消について、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号）第25条により、下記のとおり届け出ます。

記

登録を抹消する理由

県外転出に伴い活動を継続できなくなったため。

↑
参加者登録を抹消する理由を記載

登録者証（まどぶらパス）を忘れて活動に参加した場合や多くの人が参加する活動などで専用タブレット端末でのポイント付与ができない場合は、この仮ポイント券が発行されます。

大野城市まどかぶらっと 仮ポイント券

①識別コード・活動名	●●●●●●●● 大野城クリーンアップ大作戦
②活動実施日	2019年 7月 1日
③参加者氏名	(参加者が記入)
④発行理由	<input checked="" type="checkbox"/> 登録者証忘れ <input type="checkbox"/> まどかぶらっと未登録の参加者 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤活動主催者名	まちづくり大野城市民の会
⑥有効期限	②に記載の事業実施日から2カ月間

付与済確認欄	
--------	--

※活動主催者が太枠内の必要事項を記入し、仮ポイント券の交付を希望する参加者に交付してください。

(様式第9号裏面)

【注意事項】

- ※この仮ポイント券を表面に記載の有効期限内に各コミュニティセンター内の所定の窓口で提示し、ポイント付与を受けてください。
- ※有効期限を過ぎた仮ポイント券のポイント付与はできません。
- ※ポイント付与の際は、まどかぶらっとの登録者証（まどかぶらっとパスポート）を必ず持参してください。
- ※登録者証をお持ちでない方は、先にまどかぶらっとの参加者登録を行ってください。参加者登録は、各コミュニティセンター内の窓口で手続きできます。また、総合ポータルまたはまどかぶらっと専用アプリからも登録ができます。
- ※この仮ポイント券は、参加者本人のみ有効です。本人以外の人に譲渡することはできません。

様式第10号（第32条関係）

◀ コミュニティセンター窓口でポイント交換を申請する場合は、この申請書を提出してください。
交換申請は、総合ポータルサイトのマイページから、または専用アプリから行うこともできます。

大野城市まどかぷらっとポイント交換申請書

まどかぷらっと運営管理者 様

申請日	●●年 ●月 ●日	
申請者	登録者ID	●●●●●●
	ふりがな	じょう まどか
	氏名	城 まどか
	住所	〒816-0000 大野城市瓦田●丁目●番●号

大野城市まどかぷらっとのポイントを交換したいので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号）第32条第3項により、下記のとおり申請します。

一枚の申請書で最大3種類まで交換申請することができます。

現在保有ポイント数		30 ポイント				
ポイント交換申請内容	①	希望交換メニュー	<input checked="" type="checkbox"/> A.特産品やクーポン券との交換 <input type="checkbox"/> B.体験型メニューとの交換 <input type="checkbox"/> C.ポイント寄附			
		交換物品等の名称及び口数	大野ジョーググッズ ストラップ	口数	1 口	
		Aの場合の受取方法	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口受取り（南コミ・中央コミ・東コミ・北コミ） <input type="checkbox"/> 郵送受取り			
		Cの場合の寄附団体名				
	必要ポイント数	交換ポイント	10 ポイント	郵送ポイント	ポイント	
	②	希望交換メニュー	<input checked="" type="checkbox"/> A.特産品やクーポン券との交換 <input type="checkbox"/> B.体験型メニューとの交換 <input type="checkbox"/> C.ポイント寄附			
		交換物品等の名称及び口数	市指定もえるごみ袋（大）	口数	2 口	
		Aの場合の受取方法	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口受取り（南コミ・中央コミ・東コミ・北コミ） <input type="checkbox"/> 郵送受取り			
		Cの場合の寄附団体名				
	必要ポイント数	交換ポイント	18 ポイント	郵送ポイント	ポイント	
	③	希望交換メニュー	<input type="checkbox"/> A.特産品やクーポン券との交換 <input type="checkbox"/> B.体験型メニューとの交換 <input type="checkbox"/> C.ポイント寄附			
		交換物品等の名称及び口数		口数	口	
Aの場合の受取方法		<input type="checkbox"/> 窓口受取り（南コミ・中央コミ・東コミ・北コミ） <input type="checkbox"/> 郵送受取り				
Cの場合の寄附団体名						
必要ポイント数	ポイント					

申請者が18歳未満の場合は、保護者の方の同意が必要です。
保護者の方が氏名を自署し、申請者との続柄を記入してください。

【保護者同意欄】 ※申請者が満18歳未満の場合にのみ記入してください。

上記申請者が大野城市まどかぷらっとのポイント交換を申請することに同意します。

保護者署名 _____ 続柄 _____

●大野城市市民公益活動促進プラットフォームポイント管理用端末貸与事務取扱要領関係様式

様式第1号（第5条関係）

大野城市市民公益活動促進プラットフォームポイント管理用端末借受書

プラットフォーム運営管理者 様

借 受 日	●●年 ●月 ●日
認 証 I D	●●●●●●●●
ふ り が な	まちづくりおおのじょうし民のかい
団 体 名	まちづくり大野城市民の会
主たる事務所の所在地	〒816-0000 大野城市曙町●丁目●番●号
ふ り が な	おおのじょう たろう
代表者の役職及び氏名	会長 大野城 太郎

下記の物品を確かに借り受けましたので、大野城市市民公益活動促進プラットフォームポイント管理用端末貸与事務取扱要領（平成30年要領第9号。以下「要領」という。）第5条の規定により本借受書を提出します。

なお、借受けにあたっては、要領の規定を遵守します。

記

1. 貸与端末管理番号

●●●●●●●● ← 貸与を受けたタブレット端末の管理番号を記載

2. 貸与物品

貸 与 物 品	備 考
専用端末	付属品（データ通信用SIMカード、タブレット端末用ACアダプター及びスタンド兼用端末保護カバーをいう。）を含む。

資	料
---	---

- 大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱
- 大野城市市民公益活動促進プラットフォームポイント管理用端末貸与事務取扱要領

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 総合ポータル（第 6 条－第 18 条）
- 第 3 章 まどかぷらっと（第 19 条－第 33 条）
- 第 4 章 連絡会議（第 34 条－第 36 条）
- 第 5 章 雑則（第 37 条－第 39 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、大野城市が市民公益活動への市民の参加促進、市民公益活動の活性化並びに市民公益活動団体の連携及び共働の促進を図ることを目的に設置する大野城市市民公益活動促進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、大野城市コミュニティ条例（平成 30 年条例第 2 号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市民公益活動 大野城市内（以下「市内」という。）において、市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う活動であって、公益の増進に寄与する活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（2）市民公益活動団体 自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体であって、市内に活動拠点があり、市民公益活動を継続的に行っている非営利団体をいう。

（プラットフォーム）

第 3 条 市長は、大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト（以下「総合ポータル」という。）、ポイント付与制度まどかぷらっと（以下「まどかぷらっと」という。）及び大野城市市民公益活動促進プラットフォーム連絡会議（以下「連絡会議」という。）で構成するプラットフォームを設置する。

2 プラットホームは、総合ポータル、まどかぷらっと及び連絡会議が連携することにより市民公益活動の好循環を生みだすことを目指すものとする。

（管理運営）

第 4 条 プラットホームの管理運営（コンピュータシステムの保守に関するものを除く。）は、コミュニティセンターの管理を行う指定管理者（大野城市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成 30 年条例第 3 号。以下「設置条例」という。）第 10 条の規定によりコミュニティセンターの管理を行う指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

（運営管理者）

第 5 条 指定管理者は、プラットフォームの管理運営を行うために、プラットフォーム運営管理者（以下「運営管理者」という。）を置かなければならない。

2 運営管理者は、指定管理者が行う業務（設置条例第 14 条に規定する業務をいう。）の監督又は管理の地位にある者をもって充てる。

3 運営管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）総合ポータルに掲載する情報の管理に関すること。

（2）総合ポータルの利用団体の管理に関すること。

（3）まどかぷらっとの登録に関すること。

（4）まどかぷらっとの対象活動の管理に関すること。

（5）連絡会議に関すること。

(6) その他プラットフォームの管理運営に関すること。

第2章 総合ポータル

(総合ポータル)

第6条 市長は、インターネットを活用し、市民公益活動に関する情報を集約し、及び一元的に提供する仕組みを構築することにより、市民公益活動全体の見える化を実現することを目的として、総合ポータルを設置する。

(登録団体の要件)

第7条 総合ポータルに情報を登録できる団体は、次の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 市民公益活動団体であること。

(2) 構成員が3人以上であり、かつ、その過半数が大野城市民であること。

(3) 団体の運営に関する事項を定めた定款、規約、会則等を有すること。

(4) 団体の責任者及び連絡責任者が特定できること。

(5) 市民に開かれた団体で、1年以上の活動実績があること。

(6) 次に掲げる活動を行っていないこと。

ア 公序良俗に反し、又はそのおそれのある活動

イ 法令等に違反し、又はそのおそれのある活動

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

オ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

カ 特定の者又は特定の団体のみの利益を図る活動

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員の統制下にある活動

ク その他市長が適当でないと認めた活動

2 前項の規定にかかわらず、前項第6号の要件を満たす市内の企業等及び行政機関が、市内で市民の参加を得て行う活動のうち、公益の増進に寄与する非営利のものを行うときは、総合ポータルに情報を登録できる団体とすることができる。

(登録の申請)

第8条 総合ポータルに第14条第1項に掲げる情報の登録を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録申請書（様式第1号）を運営管理者に提出しなければならない。

2 申請団体は、前項の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録団体概要書（様式第2号。以下「登録団体概要書」という。）

(2) 申請団体の運営に関する事項を定めた定款、規約、会則等

(3) 申請団体の活動内容が分かる書類

(4) その他運営管理者が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、申請団体は、登録団体概要書に記載する情報を、総合ポータルを利用して運営管理者に提供することにより前項第1号に規定する書類の添付を省略することができる。

4 区、コミュニティ運営協議会、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人並びに前条第2項の規定に該当する企業等及び行政機関は、第2項第2号及び第3号に規定する書類の添付を省略することができる。

(登録の決定等)

第9条 運営管理者は、前条第1項に規定する申請があったときは、第7条に規定する要件に基づき審査し、その結果を大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録決定（却下）通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

2 運営管理者は、前項の規定により、利用登録の決定を受けた申請団体（以下「登録団体」という。）が登録されたことを総合ポータルにおいて公表するものとする。

(認証ID等)

第10条 運営管理者は、登録団体に対し、認証ID及びパスワード（以下「認証ID等」という。）を設定し、及び付与するものとする。

2 登録団体は、交付された認証ID等の譲渡、売買等をしてはならない。

3 登録団体は、交付された認証ID等を自らの責任で適切に管理しなければならない。

4 登録団体は、交付された認証ID等が第三者に使用されていることを知ったときは、直ちに運営管理者にその旨を届け出て、運営管理者の指示に従わなければならない。

(登録内容の変更)

第11条 登録団体は、登録団体概要書の内容に変更があるときは、速やかに総合ポータルにより、登録した情報を更新しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体名称、代表者、団体所在地、団体種別又は設立目的を変更するときは、大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録変更届(様式第4号)により速やかに運営管理者に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第12条 総合ポータルの登録の抹消を希望する登録団体は、大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録抹消届(様式第5号)を運営管理者に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第13条 運営管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 登録団体から前条の規定による登録抹消の届出があったとき。
- (3) 登録団体と連絡が取れないとき、又は登録団体が総合ポータルへの情報の掲載若しくは更新を1年以上行っていないとき。
- (4) 次条第2項各号に規定する情報を総合ポータルに掲載し、かつ、運営管理者の修正又は削除の指示に従わなかったとき。
- (5) その他不正な行為を行ったと運営管理者が認めたとき。

(掲載する情報)

第14条 登録団体は、次に掲げる情報を総合ポータルに掲載することができる。

- (1) 団体の名称、所在地、活動目的その他団体の運営に関する情報
 - (2) 団体の活動に係るボランティアの募集に関する情報
 - (3) 団体が行うイベント及びセミナーの参加者募集に関する情報
 - (4) 団体が提供できる社会資源に関する情報
 - (5) その他運営管理者が適切と認めた市民公益活動に関する情報
- 2 前項の規定に関わらず、登録団体は、次に掲げる情報を総合ポータルに掲載してはならない。
- (1) 公序良俗に反する情報
 - (2) 法令等に違反し、又はそのおそれのある情報
 - (3) 他の登録団体又は第三者の著作権等の知的財産権を侵害する情報
 - (4) 他の登録団体又は第三者の人権、財産又はプライバシーを侵害する情報
 - (5) 他の登録団体又は第三者を誹謗(ひぼう)し、又は中傷する情報
 - (6) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する内容の情報
 - (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する内容の情報
 - (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する内容の情報
 - (9) 総合ポータルの運営を妨害する情報
 - (10) 職員(雇用契約に基づき有給で雇用する者をいう。)の募集に関する情報
 - (11) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第2条第2項に定める通信販売又は古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第2項に定める古物営業に該当する情報
 - (12) 掲載に関して本人の承諾を得ていない個人情報
 - (13) 十分な透明性及び説明責任が確保されていない寄付、募金等の募集又は呼びかけに関する情報
 - (14) その他運営管理者が不適切と認めた情報
- 3 運営管理者は、前項各号のいずれかに該当する情報が総合ポータルに掲載されているときは、速やかに修正、削除等の措置を採るものとする。

(運営管理者による情報提供)

第15条 運営管理者は、次に掲げる情報を総合ポータルに掲載することができる。

- (1) 市民公益活動に有益な助成金に関する情報
- (2) 市民公益活動に有益な講座等に関する情報
- (3) 登録団体の紹介

- (4) 公共施設案内及び公的情報へのリンク
 - (5) 登録案内及び総合ポータルの利用に関する案内
 - (6) その他市民公益活動の活性化に資する情報
- (運営の休止)

第16条 運営管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、事前に市長の承認を得たときは、登録団体の同意を要することなく、総合ポータルの一部又は全部を休止することができる。

- (1) 総合ポータルの保守、更新又は停止の必要が生じたとき。
 - (2) 天災、火災、停電その他の非常事態により総合ポータルの運営が困難となったとき。
 - (3) インターネットを通じた不正侵入等の緊急事態により総合ポータルの運営が困難となったとき。
 - (4) その他不測の事態により総合ポータルの管理運営上支障があるとき。
- (免責)

第17条 市長及び指定管理者は、次に掲げる損害等について、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 総合ポータルの停止又は総合ポータルの情報提供の遅延、中断、停止若しくは変更に起因して登録団体又は第三者が被った損害
 - (2) 認証ID等の使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害
 - (3) 総合ポータルのサービスに起因するトラブル及び損害
 - (4) 利用者が総合ポータルの利用により得た情報の正確性、特定の目的への適合性等
- 2 市長及び指定管理者は、総合ポータルに掲載された情報の消失その他総合ポータルの利用に関連して登録団体又は総合ポータル利用者に生じた損害について、これを賠償する義務を負わないものとする。
- 3 登録団体は、総合ポータルにより提供される情報に関し、登録団体と他の登録団体又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

(禁止行為)

第18条 総合ポータルを利用する者は、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 法令等に反すること。
- (3) 第三者の著作権、肖像権等を侵害することその他第三者に不利益を与えること。
- (4) 総合ポータルの運営を妨害すること。
- (5) 営利を目的とすること。
- (6) その他運営管理者が不適切と認めたこと。

第3章 まどかぷらっと

(まどかぷらっと)

第19条 市長は、市民公益活動における新たな担い手の発掘、やりがいの創出、幅広い世代への働きかけ等につながる仕組みを構築することにより、市民公益活動への参加促進及び活動の活性化を実現することを目的として、まどかぷらっとを設置する。

2 まどかぷらっとは、参加者として登録した市民等が対象となる活動（第27条に規定する活動をいう。）を行った場合にポイントを付与する制度とする。

(登録者の要件)

第20条 まどかぷらっとに参加者として登録できる者は、小学生以上のもので、市民公益活動に自ら参加する意思があるものとする。この場合において、満18歳未満の者が登録を行おうとするときは、保護者の承認を受けなければならない。

(参加者の登録)

第21条 まどかぷらっとに参加者として登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、大野城市まどかぷらっと参加登録申請書（様式第6号）を運営管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、総合ポータル又はスマートフォン用専用アプリケーション（以下「まどかぷらアプリ」という。）によりまどかぷらっとに参加者として登録を行うことができる。ただし、満18歳未満の者を除く。

3 前2項の規定により登録を行った者（以下「登録者」という。）は、自己の責任において活動に参加するものとし、当該活動中に生じた損害について、市長及び指定管理者は、その責任を負わない。

(登録者ID等)

第22条 運営管理者は、登録者に対し、登録者ID、2次元コード及びパスワード(以下「登録者ID等」という。)を設定し、及び付与するものとする。

- 2 登録者は、登録者ID等を譲渡、売買等をしてはならない。
- 3 登録者は、登録者ID等を自らの責任で適切に管理するとともに、不正な使用をしてはならない。
- 4 登録者は、登録者ID等が第三者に使用されていることを知ったときは、直ちに運営管理者にその旨を届け出て、運営管理者の指示に従わなければならない。

(登録者証の交付)

第23条 運営管理者は、登録者に対して登録者証としてまどかぶらっとパスポート(以下「まどぶらパス」という。)を交付する。

- 2 管理運営者は、まどぶらアプリを使用する登録者に対して、電子的に作成したまどぶらパスを付与する。
- 3 まどぶらパスは、登録者以外使用できないものとする。
- 4 登録者は、まどぶらパスを自らの責任で適切に管理するとともに、不正な使用をしてはならない。
- 5 登録者は、交付されたまどぶらパスが破損若しくは汚損により使用できなくなったとき、又は紛失したときは、速やかに運営管理者にその旨を届け出て、その指示に従わなければならない。

(登録者情報の変更)

第24条 登録者は、登録した内容に変更があるときは、速やかに大野城市まどかぶらっと参加登録変更届(様式第7号)により運営管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、登録した内容の変更について総合ポータル又はまどぶらアプリにより届出を行うことができる。

(まどかぶらっと登録の抹消)

第25条 まどかぶらっとの登録の抹消を希望する登録者は、大野城市まどかぶらっと参加登録抹消届(様式第8号)を運営管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、登録の抹消について総合ポータル又はまどぶらアプリにより届出を行うことができる。

(登録者の取消し)

第26条 運営管理者は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (2) 登録者と連絡が取れないとき、又は登録者が対象活動への参加を1年以上行っていないとき。
- (3) まどかぶらっとの運用に関して、運営管理者からの指示に従わなかったとき。
- (4) その他不正な行為があったと運営管理者が認めたとき。

(対象活動)

第27条 ポイント付与の対象となる活動(以下「対象活動」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録団体が行う市民公益活動で、次条第1項の規定により総合ポータルに登録された活動であること。
- (2) 市民公益活動に参加する意思のある者が誰でも参加できる活動であること。
- (3) 必要最低限の経費を除き、無償の活動であること。
- (4) 活動の実態が確認できる活動であること。

(対象活動の登録)

第28条 登録団体は、対象活動を実施しようとするときは、当該活動の実施日の3日前までに総合ポータルにより必要な情報を登録しなければならない。

- 2 登録団体は、18歳未満の者が参加する対象活動を実施する場合は、前項の登録にあたって、18歳未満の者に対して、必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 運営管理者は、登録団体に対し、登録した対象活動を識別するためのコードを電子的に付与する。
- 4 登録団体は、登録した内容に変更があるときは、速やかに総合ポータルにより必要な修正を行わなければならない。

(対象活動の実施)

第29条 登録団体は、対象活動を実施するに当たっては、参加者の安全に十分配慮しなければならない。

(ポイント付与対象者)

第30条 ポイントの付与対象者は、対象活動を行う登録者のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 対象活動を主催する登録団体に所属する者のうち、当該対象活動の運営に直接関わるもの。ただし、登録団体から報酬、給与等の対価の支払を受けている者を除く。
- (2) 前号に規定する者以外の者で、一般的な参加者を除いた対象活動の運営に直接関わる支援者又は協力者

(ポイントの付与)

第31条 登録団体は、前条各号に掲げる者に対し、一の対象活動への参加につき、1ポイントを付与するものとする。

- 2 ポイントの付与は、登録者のまどぷらパスに記載された2次元コードを専用端末機器で読み取る方法により電子的に記録する。
- 3 対象活動を実施する登録団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者に対して大野城市まどかぷらっと仮ポイント券(様式第9号)(以下「仮ポイント券」という。)を交付するものとする。
 - (1) 登録者がまどぷらパスを忘れた場合
 - (2) まどかぷらっとに参加者として登録を希望し、かつ、登録していない場合
 - (3) その他やむを得ない事情により前項の方法によりポイントの付与ができない場合
- 4 前項の仮ポイント券のポイントへの反映は、当該参加者がまどぷらパスと仮ポイント券を指定管理者の取扱窓口で提示して行うものとする。ただし、仮ポイント券の発行の対象となった事業の実施日から2月以内にポイントへの反映が行われない場合は、当該仮ポイント券は効力を失うものとする。
- 5 登録者は、付与されたポイント及び仮ポイント券を他人に譲渡することはできない。

(ポイントの交換)

第32条 登録者は、付与されたポイントを、市長が別に定めるポイント数に応じた物品等と交換することができる。ただし、満18歳未満の者がポイントを交換するときは、保護者の承認を必要とする。

- 2 登録者は、指定管理者の取扱窓口、総合ポータル又はまどぷらアプリによりポイントの交換を申請するものとする。ただし、満18歳未満の者がポイントを交換するときは、指定管理者の取扱窓口で申請するものとする。
- 3 登録者は、取扱窓口でポイントを交換しようとするときは、大野城市まどかぷらっとポイント交換申請書(様式第10号)を運営管理者に提出しなければならない。
- 4 登録者は、交換を申請した日から2月以内に指定管理者の取扱窓口で物品等との交換を行うものとする。

(ポイントの有効期限)

第33条 付与されたポイントの有効期限は、ポイント付与の最終日から1年とする。

- 2 有効期限までに利用されなかったポイントは、失効するものとする。
- 3 市長及び指定管理者は、ポイントの失効に伴い発生する不利益及び損害について、その責任を負わないものとする。

第4章 連絡会議

(連絡会議)

第34条 市長は、市民公益活動に係る情報共有及び市民公益活動団体の相互連携の強化を図ることにより、市民公益活動団体同士がつながり、共に成長していくことを目的として、連絡会議を設置する。

(連絡会議の構成)

第35条 連絡会議は、市、指定管理者及び登録団体で構成する。

(会議)

第36条 連絡会議は、必要に応じて運営管理者が招集し会議を主催する。

- 2 連絡会議の庶務は、指定管理者において行う。

第5章 雑則

(個人情報の取扱い)

第37条 市長は、プラットフォームの運用に関し取得した個人情報について、大野城市個人情報保護条例(平成17年条例第35号)の規定に基づき運用する。

- 2 指定管理者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

3 指定管理者は、プラットホームの管理運営に当たり、個人情報の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(業務報告の聴取等)

第38条 市長は、プラットホームの管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理運営の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(その他)

第39条 この要綱に定めるもののほか、プラットホームに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定による申請団体、参加者及び対象活動の登録並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録申請書

プラットフォーム運営管理者 様

申請日	年 月 日
ふりがな	
団体名	
主たる事務所の所在地	
ふりがな	
代表者の役職及び氏名	

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイトの利用登録について、下記のとおり確認を行いましたので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号。以下「要綱」という）第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 確認事項（確認されましたら、該当する□にチェックを入れてください。）

要綱の内容を確認のうえ、その内容に同意します。

当団体は、要綱第7条第1項に規定する登録の要件に該当しています。

当団体は、要綱第7条第2項に規定する登録の要件に該当しています。

2. 添付書類

(1) 大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録団体概要書（様式第2号）

総合ポータルサイトから仮登録済 様式第2号を添付

※ 該当する提出方法にチェックを入れてください。総合ポータルサイトの入力フォームから仮登録を行った場合は、添付は不要です。

(2) 申請団体の運営に関する事項を定めた定款、規約又は会則等

(3) 申請団体の活動内容が分かる書類

※ 区、コミュニティ運営協議会及び特定非営利活動法人並びに要綱第7条第2項に該当する企業及び行政機関にあつては、(2)・(3)の書類の添付を省略することができます。

(4) その他運営管理者が必要と認める書類

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録団体概要書

1	ふりがな			
	団 体 名			
2	主たる事務所の所在地			<input type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 非公開
3	ふりがな			
	代 表 者 名			
4	ふりがな			
	連絡責任者名			
5	電 話 番 号	固定電話		<input type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 非公開
		携帯電話		<input type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 非公開
6	F A X 番 号			<input type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 非公開
7	E-Mail アドレス			<input type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 非公開
8	団 体 種 別 (選択番号を記入)			
9	活 動 分 野 (選択番号を記入)			
10	構 成 員 数	名（内、大野城市民の数 名）		
11	設 立 年 (活動開始年)	年		
12	設 立 目 的 (活動目的)			
13	主な活動内容			
14	主な活動エリア (選択番号を記入)			
15	ウェブサイト (URL)	http://		
16	F a c e b o o k (URL)	https://		
17	T w i t t e r (URL)	https://		
18	ポイント寄附 希望の有無	<input type="checkbox"/> 希望する		<input type="checkbox"/> 希望しない
19	一言PRメッセージ			

※公開・非公開がある欄は、情報公開の可否を判断し、該当する□にチェックを入れてください。

※8.団体種別、9.活動分野、14.主な活動エリアは、裏面の一覧から選んで該当する番号を記入してください。9.活動分野及び14.主な活動エリアは、三つまで記入できます。

(様式第2号裏面)

○団体種別選択肢

※以下から1つ選択

選択番号	団体種別
01	区
02	コミュニティ運営協議会
03	任意団体
04	NPO法人
05	認定NPO法人
06	社会福祉法人
07	一般社団法人
08	公益社団法人
09	一般財団法人
10	公益財団法人
11	学校法人
12	医療法人
13	市民公益活動を行う企業等
14	行政機関
15	その他の団体

○活動分野選択肢

※以下から選択（三つまで選択可）

選択番号	活動分野
01	地域活動・まちづくり
02	高齢者・介護
03	障がい者
04	子ども
05	健康づくり・医療
06	防災・防犯・安全
07	環境保全・美化
08	教育・人権・生涯学習
09	国際交流
10	男女共同参画
11	文化・芸術
12	スポーツ
13	ICT
14	その他

○主な活動エリア選択肢

※以下から選択（三つまで選択可）

選択番号	主な活動エリア
01	全市域
02	南地区コミュニティエリア
03	中央地区コミュニティエリア
04	東地区コミュニティエリア
05	北地区コミュニティエリア

年 月 日

様

プラットフォーム運営管理者

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録については、下記のとおりとしたので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号。以下「要綱」という。）第9条第1項の規定により通知します。

記

1. 以下のとおり登録を決定する。

認証ID	
パスワード	
注意事項	(1) 登録内容に変更が生じた場合は、要綱第11条の規定により速やかに届出てください。 (2) 認証ID及びパスワードは、第三者等に漏えいしないよう厳重に管理してください。

2. 以下の理由により却下する。

却下理由	
------	--

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録変更届

プラットフォーム運営管理者 様

届 出 日	年 月 日
認 証 I D	
ふ り が な	
団 体 名	
主たる事務所の所在地	
ふ り が な	
代表者の役職及び氏名	

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録内容に変更が生じたので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号）第11条により、下記のとおり届け出ます。

記

項 目	変更前	変更後	変更理由
団 体 名			
主たる事務所の所在地			
代表者の役職及び氏名			
団 体 種 別			
設 立 目 的 (活動目的)			

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト利用登録抹消届

プラットフォーム運営管理者 様

申請日	年 月 日
認証ID	
ふりがな	
団体名	
主たる事務所の所在地	
ふりがな	
代表者の役職及び氏名	

大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイトの利用登録の抹消について、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号）第12条により、下記のとおり届け出ます。

記

登録を抹消する理由

大野城市まどかぷらっと参加登録申請書

プラットフォーム運営管理者 様

大野城市まどかぷらっとに参加者登録をしたいので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号。以下「要綱」という。）第21条により、下記のとおり申請します。

記

	申 請 日	年 月 日			
申 請 者	ふりがな				
	氏 名				
	住 所	〒			
	生 年 月 日	年 月 日	性別	男性 ・ 女性	
	連絡先電話番号	自宅	- -	携帯	- -
	E-Mail アドレス	@			

※申請者が満18歳未満の場合の連絡先電話番号は、保護者の連絡先を記入してください。

1. 確認事項（確認のうえ、にチェックを入れてください。）

要綱の内容を確認のうえ、その内容に同意します。

【保護者同意欄】 ※申請者が満18歳未満の場合にのみ記入してください。

上記申請者が大野城市まどかぷらっとに登録することに同意します。

保護者署名 _____ 続柄 _____

大野城市まどかぷらっと参加登録変更届

プラットフォーム運営管理者 様

	申 請 日	年 月 日
申 請 者	登録者ID	
	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	〒

大野城市まどかぷらっと参加者登録内容に変更が生じたので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号）第24条により、下記のとおり届け出ます。

記

項 目		変更前	変更後	変更理由
氏 名				
住 所				
連絡先 電 話 番 号	自宅			
	携帯			
E-Mail アドレス				

大野城市まどかぷらっと参加登録抹消届

プラットフォーム運営管理者 様

申請日		年 月 日
申請者	登録者ID	
	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒

大野城市まどかぷらっと参加者登録の抹消について、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号）第25条により、下記のとおり届け出ます。

記

登録を抹消する理由

大野城市まどかぷらっと 仮ポイント券

①識別コード・活動名	
②活動実施日	年 月 日
③参加者氏名	
④発行理由	<input type="checkbox"/> 登録者証忘れ <input type="checkbox"/> まどかぷらっと未登録の参加者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑤活動主催者名	
⑥有効期限	②に記載の事業実施日から2カ月間

付与済確認欄	
--------	--

※活動主催者が太枠内の必要事項を記入し、仮ポイント券の交付を希望する参加者に交付してください。

（様式第9号裏面）

【注意事項】

- ※この仮ポイント券を表面に記載の有効期限内に各コミュニティセンター内の所定の窓口に提示し、ポイント付与を受けてください。
- ※有効期限を過ぎた仮ポイント券のポイント付与はできません。
- ※ポイント付与の際は、まどかぷらっとの登録者証（まどかぷらっとパスポート）を必ず持参してください。
- ※登録者証をお持ちでない方は、先にまどかぷらっとの参加者登録を行ってください。参加者登録は、各コミュニティセンター内の窓口で手続きできます。また、総合ポータルまたはまどかぷらっと専用アプリからも登録ができます。
- ※この仮ポイント券は、参加者本人のみ有効です。本人以外の人に譲渡することはできません。

大野城市まどかふらっとポイント交換申請書

まどかふらっと運営管理者 様

	申請日	年 月 日
申請者	登録者ID	
	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	〒

大野城市まどかふらっとのポイントを交換したいので、大野城市市民公益活動促進プラットフォーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号）第32条第3項により、下記のとおり申請します。

記

現在保有ポイント数		ポイント				
ポイント交換申請内容	①	希望交換メニュー	<input type="checkbox"/> A.特産品やクーポン券との交換 <input type="checkbox"/> B.体験型メニューとの交換 <input type="checkbox"/> C.ポイント寄附			
		交換物品等の名称及び口数		口数	口	
		Aの場合の受取方法	<input type="checkbox"/> 窓口受取り（南コミ・中央コミ・東コミ・北コミ） <input type="checkbox"/> 郵送受取り			
		Cの場合の寄附団体名				
		必要ポイント数	交換ポイント	ポイント	郵送ポイント	ポイント
	②	希望交換メニュー	<input type="checkbox"/> A.特産品やクーポン券との交換 <input type="checkbox"/> B.体験型メニューとの交換 <input type="checkbox"/> C.ポイント寄附			
		交換物品等の名称及び口数		口数	口	
		Aの場合の受取方法	<input type="checkbox"/> 窓口受取り（南コミ・中央コミ・東コミ・北コミ） <input type="checkbox"/> 郵送受取り			
		Cの場合の寄附団体名				
		必要ポイント数	交換ポイント	ポイント	郵送ポイント	ポイント
	③	希望交換メニュー	<input type="checkbox"/> A.特産品やクーポン券との交換 <input type="checkbox"/> B.体験型メニューとの交換 <input type="checkbox"/> C.ポイント寄附			
		交換物品等の名称及び口数		口数	口	
		Aの場合の受取方法	<input type="checkbox"/> 窓口受取り（南コミ・中央コミ・東コミ・北コミ） <input type="checkbox"/> 郵送受取り			
		Cの場合の寄附団体名				
		必要ポイント数	交換ポイント	ポイント	郵送ポイント	ポイント

【保護者同意欄】 ※申請者が満18歳未満の場合にのみ記入してください。

上記申請者が大野城市まどかふらっとのポイント交換を申請することに同意します。

保護者署名 _____ 続柄 _____

大野城市市民公益活動促進プラットホームポイント管理用端末貸与事務取扱要領

平成30年12月25日

要領第9号

(趣旨)

第1条 この要領は、大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱（平成30年要綱第37号。以下「要綱」という。）第31条第2項に規定するポイントの付与を行うためのタブレット型専用端末機器（付属品を含む。以下「専用端末」という。）の貸与事務を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(貸与物品)

第3条 貸与する物品は、次表のとおりとする。

貸与物品	備考
専用端末	付属品（データ通信用SIMカード、タブレット端末用ACアダプター及びスタンド兼用端末保護カバーを含む。）を含む。

(貸与の対象)

第4条 運営管理者は、登録団体に専用端末を貸与する。

(専用端末の貸与)

第5条 登録団体は、専用端末の貸与を受けるときは、大野城市市民公益活動促進プラットホームポイント管理用端末借受書（様式第1号）を運営管理者に提出するものとする。

(貸与期間)

第6条 専用端末の貸与期間は、専用端末を貸与した日から次の各号に掲げるいずれかに該当したときまでの日とする。

(1) 登録団体が要綱第12条の規定による届出を行ったとき。

(2) 登録団体が要綱第13条の規定により登録を取り消されたとき。

2 登録団体は、前項の貸与期間が終了したときは、速やかに専用端末を運営管理者に返却しなければならない。

(貸与数量)

第7条 貸与する専用端末の数量は、登録団体当たり1台とする。ただし、運営管理者が必要と認めた活動を登録団体が行うときは、臨時に必要な数の専用端末を貸与することができる。

2 前条第1項の規定にかかわらず、登録団体は、前項ただし書の規定により臨時に専用端末の貸与を受けた場合において、運営管理者が臨時に貸与することが必要と認めた活動が終了したときは、速やかに専用端末を運営管理者に返却するものとする。

(専用端末の管理)

第8条 登録団体は、善良なる管理者の注意をもって専用端末を維持管理し、適正な使用に努めなければならない。

2 登録団体は、専用端末を改造してはならない。

3 登録団体は、専用端末について、故障、破損、紛失等の事故（以下「故障等」という。）が発生したときは、速やかにその旨を運営管理者に報告し、その指示に従うものとする。ただし、登録団体の重大な責めに帰すべき事由により故障等が発生したときは、登録団体が責任を持って修理し、又は弁済しなければならない。

4 登録団体は、専用端末を要綱第3条第2項に規定するプラットホームの目的にのみ使用し、他の目的で使用してはならない。

5 登録団体は、専用端末を譲渡し、又は転貸してはならない。

(費用の負担)

第9条 専用端末を使用するために必要な費用（データ通信費を除く。）は、登録団体が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、専用端末の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める
附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の規定による専用端末の貸与及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

大野城市市民公益活動促進プラットフォームポイント管理用端末借受書

プラットフォーム運営管理者 様

借受日	年 月 日
認証ID	
ふりがな	

団体名	
主たる事務所の所在地	
ふりがな	

代表者の役職及び氏名	

下記の物品を確かに借り受けましたので、大野城市市民公益活動促進プラットフォームポイント管理用端末貸与事務取扱要領（平成 年要領第 号。以下「要領」という。）第5条の規定により本借受書を提出します。

なお、借受けにあたっては、要領の規定を遵守します。

記

1. 貸与端末管理番号

2. 貸与物品

貸与物品	備 考
専用端末	付属品（データ通信用SIMカード、タブレット端末用ACアダプター及びスタンド兼用端末保護カバーをいう。）を含む。

大野城市
市民公益活動促進プラットフォーム
制度のあらまし
(総合編)

2019年2月
大野城市役所 地域創造部
コミュニティ文化課